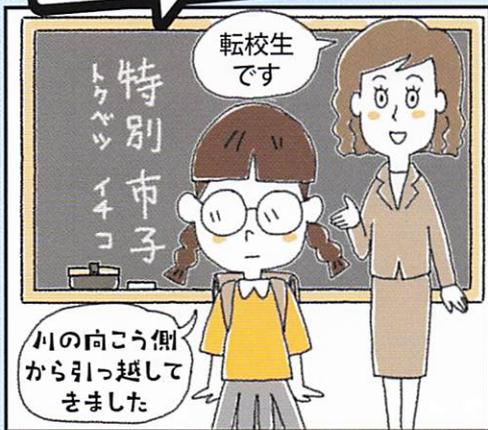


川崎市は  
特別市を  
めざします

# 教えて! 特別市

Vol.1

ただただカワサキ



## 特別市とは、川崎市が県の区域外となり、市内の仕事をすべて行う制度です。



川崎市は現在、政令指定都市として県に代わって多くの仕事を行っていますが、県と市で窓口が分かれ、事務処理に時間がかかるなど、非効率な状況が発生しています。川崎市の目指す特別市とは、市内の仕事は、市民のみなさんにより身近な市がすべて行うという制度です。

※基礎自治体=市町村など市民にもっとも身近な自治体

Point!

政令指定都市は人口が50万人以上いる市のうち、内閣の命令(政令)で指定された市のことです。一般の市とは異なり、**児童福祉、道路管理、教育などの分野で幅広い事務を行っています。**

### 【政令指定都市だからできることの一例】



行政区※の配置



児童相談所の設置



県道の管理

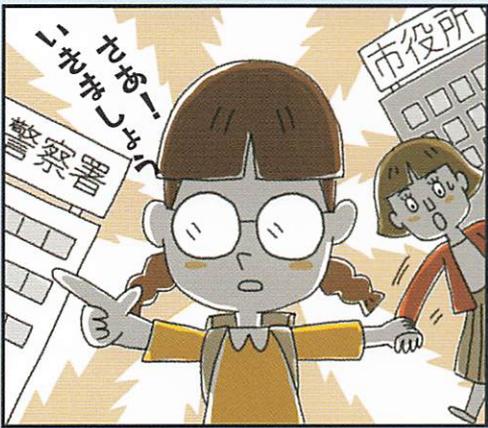


教職員の任免

※独立した自治体としてではなく、政令指定都市の組織の一つとして存在する区のこと

今でも、窓口が分かりづらかったり、国と直接やり取りができず対応に時間がかかったりしているのよ。今の制度を変える必要があるわね!

市?県?わかりづらい



# 特別市が実現すると...

県と市で分かれている仕事を市がすべて行うことになるため、窓口が一本化され、より便利になります。

## 交通安全の仕事を一つに

現在

**県** (警察)  
交通安全施設の  
設置や管理

**市**  
市民からの  
相談

特別市

交通に関するきめ細かい  
対応が可能に

**市**  
交通安全施設の  
設置や管理



## 保育所・幼稚園の相談窓口を一つに

現在

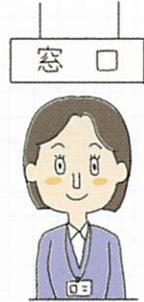
**県**  
幼稚園の  
窓口

**市**  
保育所の  
窓口

特別市

一体的なサービスが  
提供可能に

**市**  
保育所・幼稚園  
の窓口



川崎市がさらに暮らしやすい  
まちになるわね!

特別市は、政令指定都市とは異なる新しい自治体のかたちです。  
川崎市は特別市の早期実現をめざしています。

※特別市の実現には、国による法改正が必要です。



川崎市 総務企画局都市政策部 地方分権・特別市推進担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 ☎044-200-0386 ☎044-200-3798

✉ 17tihobu@city.kawasaki.jp

川崎市ホームページ「特別市制度について」▶

